



2025 年 8 月 18 日

各 位

会社名 株式会社エス・サイエンス
(コード番号：5721、東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 久永 賢剛
問合せ先 総務部長 甲佐 邦彦
(TEL. 03-3573-3721)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び監査等委員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものがあります。なお、本新株予約権の発行に関する決議につきましては、割当対象となる取締役及び監査等委員は利害関係者に該当するため、当該議案の決議に参加しておりません。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権は、当社の新規事業である暗号資産投資事業およびスマート DX ソリューション事業において重要な専門性と市場への影響力を持つ対象者の貢献を正に評価し、業績拡大および企業価値向上を促進することを目的として、当社の取締役及び監査等委員に対しては有償ストック・オプション（第 7 回新株予約権）を発行するものであります。

また、当社は、2025 年 1 月 30 日付で開示した「代表取締役の異動に関するお知らせ」および同年 6 月 27 日開催の定時株主総会における取締役および監査等委員の選任を経て、新たな経営体制のもとで企業運営を進めております。本新株予約権の付与を通じて、新経営陣の事業成果向上へのコミットメントを明確にし、株主利益との一体化を図ることで、中長期的な企業価値の向上に対する責任感と意識を醸成することを目指します。

本新株予約権の特徴としては、本新株予約権の行使期間中に業績が低迷し、当社株価の終値が 5 取引日連続して行使価額に 50%を乗じた価額を下回った場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付ける強制行使条件が設定されております。行使義務の発動水準を行使価額の 50%に設定した理由は、当社の取締役及び監査等委員に株価水準へのプレッシャーを意識さ

せること、及び、当社では近年の業績が低迷下していることから、当社の取締役及び監査等委員に当社の業績拡大及び企業価値向上に対するコミットメントをさせるために、株価が下落した場合における強制行使条件として必要であると判断したためです。そのため、割当を受けた当社取締役及び監査等委員が、既存株主の皆様と同様に当社株価下落に対するリスクを負うことで、モチベーションと同時に責任も生じるスキームとなっており、発行要項にて以下の点を特に定めております。

- ・割当者は、新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。
- ・発行要項6.（1）、（2）の内容を除いて、当社は新株予約権を取得することはできない。
- ・割当者は権利行使時において、当社の取締役及び監査等委員のいずれかの地位を保有し、当社の株価が一度でも行使価額の150%を超えた場合に新株予約権を行使することができるものの、退職等でこれら地位を保有しなくなった場合でも、強制行使条件の行使義務（当該地位を保有しなくなった後、行使義務事由に該当することにより生じる行使義務を含む。）は消滅せず、発行要項4.（6）①、②の定めにかかわらず、新株予約権を行使しなければならない。

強制行使条件が発動する50%という水準は、短期的な株価変動ではなく、一定の構造的・継続的な業績悪化を示す状況に限定して発動される現実的な水準であり、単なる任意の数字ではなく、企業価値および株主価値の保全を目的とした合理的なラインであると認識しております。これにより、当社の取締役及び監査等委員が株価下落に対して一定の責任を負い、当社の企業価値・株主価値の向上を目指しこれまで以上に邁進するための動機付けとする形としております。

なお、本新株予約権の行使価額は135円に設定しておりますので、「行使価額の50%」は、67.5円に相当し、当該水準を下回った場合に強制行使条件の対象となります。これにより、付与対象者である当社の取締役及び監査等委員が当社株価下落に対する一定の責任を負うことで、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有するスキームとなっております。

また、本新株予約権は、インセンティブ制度としての適切性および株主との利益の一致を図る観点から、行使価額に株価条件（行使価額の150%）を設定しております。これは、一定の企業価値向上が達成された場合にのみ権利行使が可能となる仕組みとすることで、安易な行使による株式数の増加や希薄化を抑制し、長期的な株主価値の向上を促進することを目的とするものです。

具体的には、行使価額の150%という水準は、当社の中長期的な企業価値向上の見通しを踏まえ、既存株主の利益保護と新株予約権者への適切なインセンティブの両立を図る観点から設定しております。これにより、株式の過度な希薄化を回避しつつ、企業価値の向上と株主価値の維持に資することを目的としています。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式数は2,152,000株となり、発行済株式総数の1.52%に相当し既存株主の保有株式が一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、当社の取締役及び監査等委員がこれらの新株予約権を通じて企業価値向上の責任をより強く認識し、主体的に企業価値向上に取り組むことが、企業全体の成長に不可欠であると考えています。

そのため、2025年3月31日時点の発行済株式総数の1.52%に相当する新株予約権の発行は、当社の持続的な成長戦略において必要なものであり、株式の希薄化による影響は合理的であると判断しております。

当社は、本新株予約権の発行にあたり、第三者算定機関である株式会社渋谷国際会計事務所（東京都渋谷区富ヶ谷 2 丁目 1 番 1 1 号、代表取締役 安部 啓史、以下「渋谷国際会計事務所」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書を取得しております。

渋谷国際会計事務所は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（135 円）、ボラティリティ（165.70%、2023 年 7 月～2025 年 7 月の月次株価により算出）、行使期間（2 年）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（0.811%）、行使条件として株価条件（行使価額の 150%）、並びに、強制行使条件（行使価額の 50%）を算定の特約条項として設定、並びに、行使義務（割当日から行使期間終了までの間に当社株価が一定水準（行使価額の 50%）を 5 取引日連続で下回った場合、当社への在籍有無にかかわらず、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使期間満了までに行使しなければならない）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の公正価値を算定しております。

当社取締役会は、渋谷国際会計事務所が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の価値算定手法として一般的に用いられている方法で算定していることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である 228 円とすることは有利発行に該当しないと判断し、当該金額をもって本新株予約権の発行価額とすることを決定しました。

花岡正道氏を除く当該取締役会決議に参加した監査等委員である取締役 2 名は、渋谷国差会計事務所が本件に類似した案件における新株予約権の評価単価の算定について経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はないと考えられること、価値算定書において適用された基礎数値等はそれぞれ合理的ないしは適切であると判断できること、算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である 228 円とすることは有利発行に該当しない旨の意見を述べております。

Ⅱ 新株予約権の発行要項

【1】 第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社エス・サイエンス第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の数

21,520 個（新株予約権 1 個につき 100 株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,152,000 株とし、下記 4.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額は、新株予約権 1 個当たり 228 円とする。なお、当該金額は、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社渋谷国際会計事務所（東京都渋谷区富ヶ谷 2 丁目 1 番 1 号、代表取締役 安部 啓史）が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより、業績による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額（株価 135 円、権利行使価格 135 円、ボラティリティ 165.70%（2023 年 7 月～2025 年 7 月の月次株価により算出）、権利行使期間 2 年間（2025 年 9 月 5 日～2027 年 9 月 4 日）、リスクフリーレート 0.811%、配当率 0%、市場リスクプレミアム 9.0%、対指数 β 0.986、クレジット・コスト 21.83%、行使条件として株価条件（行使価額の 150%）、並びに、強制行使条件（行使価額の 50%）を算定の特約条項として設定、並びに、行使義務（割当日から行使期間終了までの間に当社株価が一定水準（行使価額の 50%）を 5 取引日連続で下回った場合、当社への在籍有無にかかわらず、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使期間満了までに行使しなければならない）を参考に、当該評価額と同額に決定したものである。上記払込金額について、花岡正道氏を除く監査等委員である取締役 2 名から、上記第三者機関による算定結果に照らし、新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ている。

4. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるもの

とする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年8月15日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の普通取引終値である金135円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年9月5日から2027年9月4日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役及び監査等委員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の150%を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合（以下「本行使義務事由」という。）、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする（以下「本行使義務」という）。本新株予約権者が、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合でも、本項に基づく本行使義務（当該地位を保有しなくなった後、本行使義務事由に該当することにより生じる本行使義務を含む。）は消滅せず4.(6)①の定めにかかわらず、本新株予約権を行使しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

- ④ 新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

2025年9月4日

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 以下に該当する場合、上記4.(3)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - ② 新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。
 - ③ 新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
 - ④ 本新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という。)に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年9月4日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

代表取締役社長	久永 賢剛	5,400 個
取締役	廣瀬 卓也	3,800 個
取締役	関 孝徳	3,800 個

取締役	下岡 寛	3,800 個
取締役	福田 健	3,800 個
監査等委員	花岡正道	920 個

以上